

所管部課	市民環境部 産業振興課	部長	木村 西		
件名	東大和市市民農園条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市市民農園条例			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>(1) 奈良橋市民農園は、令和6年2月末をもって、土地所有者へ返還するため閉鎖される。</p> <p>奈良橋市民農園の廃止に伴い、東大和市市民農園条例から奈良橋市民農園に関する事項を削るものである。</p> <p>(2) 施行日：令和6年3月1日</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>令和2年 4月 1日 奈良橋市民農園開設。</p> <p>令和4年 8月 3日 土地賃貸借契約解除の申し出。</p> <p>令和5年12月31日 奈良橋市民農園閉鎖 (予定)。</p> <p>令和6年 2月29日 土地所有者へ返還 (予定)。</p> <p>※ 10月11日 文書課において審査済み。</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>市が開設する市民農園は、東大和ファーマーズセンターの1か所となる。</p>					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>令和5年第4回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。